

# 脱炭素推進 省エネ家電製品 買換え支援事業が始まります！

最大 **5万円** 補助

## ●補助対象製品 (令和6年4月1日以降に買換えたものに限ります)



省エネ基準達成率(2027年度目標)が  
100%以上であるエアコン



省エネ基準達成率(2021年度目標)が  
100%以上である冷蔵庫(冷凍庫含む)



100%以上の  
製品かどうか  
ご確認ください！



このマークが  
目印です

## ●補助金額

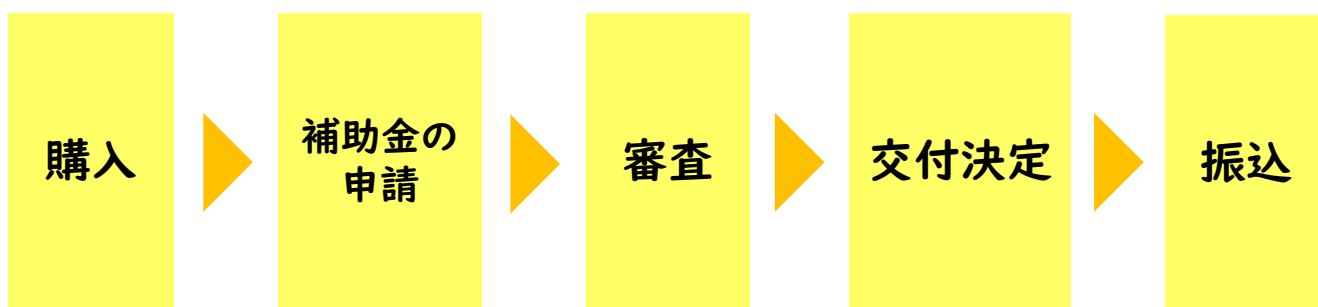
製品本体価格(消費税を含まない) × 1/2 (上限5万円)

## ●補助対象要件 (次のすべての条件に当てはまる方)

- ・近江八幡市内に居住し、住民登録があること
- ・令和6年4月1日以降に近江八幡市内の販売店で新品に買換えたものであること
- ・自身が居住する近江八幡市内の住居に製品を設置すること
- ・世帯全員が市税等に未納がないこと
- ・暴力団員もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ・申請は1世帯につき、「エアコン」あるいは「冷蔵庫又は冷凍庫」のいずれか1台まで

## ●申請の流れ

補助対象製品を購入した翌日から起算して1年以内が申請期限です



## ●添付書類

- 補助対象製品の購入に係る領収書等の写し
- 補助対象製品の購入に係る経費の内訳書の写し
- 補助対象製品を設置した後の写真
- 買換え前の家電製品を処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- 補助対象製品の型番及び省エネ基準達成率が100%以上であることが分かる書類の写し
- 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書
- 申請者が指定する補助金の振込先の金融機関口座の通帳等の写し

上記添付書類と併せて、交付申請書と交付請求書の提出が必要です。  
用紙については、環境政策課窓口にてお渡し、市HPでもダウンロード可能です。  
何かご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

近江八幡市 市民部 環境政策課  
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地  
TEL : 0748-36-5593 FAX : 0748-36-5882  
E-mail : 010611@city.omihachiman.lg.jp



←詳細はこちら